

# 認可外保育施設等を利用する方へ

## 無償化給付を受けるための 3つのステップ!



※企業主導型保育事業の場合は、本チラシの対象外です。  
別途、認定申請案内を確認してください。



無償化の  
認定を  
受けられる  
要件

- ①認可保育所等に在園していない
- ②横浜市「保育の必要性の認定基準」を満たす
- ③・3歳児クラス～5歳児クラスの子ども、又は、  
・0歳児クラス～2歳児クラスの市民税非課税世帯等の子ども

※詳細は、認定申請案内を確認してください。

### ●認可外保育施設等とは

- |                         |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| ①届出済認可外保育施設（ベビーシッターを含む） | ④乳幼児一時預かり事業                |
| ②一時保育                   | ⑤横浜子育てサポートシステム（送迎のみの利用は除く） |
| ③病児保育事業                 | ⑥横浜保育室                     |

#### STEP 1 認定

保育の必要性の  
認定を受ける

- ①無償化給付を受けるために、**施設等の利用開始前**に、認定を受けてください。
  - ・認定期間外は、無償化給付を受けられません。
  - ・認定を開始する日は、**申請受理日より前に遡ることはできません。**※横浜市に転入してきた方は、**横浜市**から認定を受けてください。
- ②手続きは、**利用開始の1か月前**を目安に行ってください。

認定に必要な書類は、「横浜市給付認定申請案内」を確認してください



こちらの二次元バーコードより認定についてご確認いただけます→

#### STEP 2 利用

無償化対象の  
施設等を利用する

無償化給付を受けることができるのは、市町村から  
無償化対象施設であることの**確認を受けた施設等**を利用した場合です。

#### STEP 3 請求

無償化給付費の  
請求をする

利用料は、一旦施設等に支払います。  
**横浜市に請求の手続き**を行うと、無償化給付を受けられます。  
請求方法については、横浜市ウェブサイトを確認してください



【お問合せ】無償化専用ダイヤル ☎ 045-840-6064  
開設日時：午前8時～午後8時、12月29日～1月3日を除く毎日

発行：横浜市子ども青少年局 保育・教育認定課（令和6年12月）

